

★★★活動紹介★★★

2023年12月26日(土)、株式会社エイジングウェル 自立支援サービスセンターアユーラⅢの生活介護事業所でサービス管理責任者をされている野間千愛(のま ちあい)さんに、講話をしていただきました。

『地域で安心して暮らすために～社会資源と福祉サービスのアレコレ～』



**親の願いと気がかりなこと**

- ・相談や見守り・住まい、身の回りの世話・経済的保障
- ・財産管理・各種契約、公的手続き・学習・趣味
- ・社会参加の機会確保 ……etc
- その他にも、健康と安全、将来の見通し、差別や偏見のない社会、理解と共感

**子の願い**

- ・困ったときの相談相手・理解者・友人・サポートしてくれる人
- ・安心できる居場所・自分らしい暮らし ……etc

- ①衣食住と健康の不安を感じない
- ②安心できる環境ができる
- ③存在を認められる居場所がある
- ④本人の意思が尊重され自信をもつことができる
- ⑤自分らしく生きたいと思える



本人中心の社会資源



**フォーマルサービス**

- ・公的機関が提供するサービスで、国民全体が負担する保険料や税金で賄われる
- ・プロのサービス提供者が提供する**公式**のサービス
- ・質の高いサービスが提供される傾向ただし、その反面、費用が高いという特徴がある。
- ・例えば、医療や介護、弁護士業など

**インフォーマルサービス**

- ・地域の人々がお互いに支え合うボランティア活動や地域の繋がりを活かしたサービス
- ・家族や友人・ボランティアなどの身近な人が提供する**非公式**のサービス
- ・費用が安いことが多い。質の不安定さが問題になることがあるが自由度が高い
- ・例えば、認知症カフェや見守り、食事の宅配サービス、地域の交流会など

福祉サービスを利用する

- 生活介護事業
- 生活面・心身面のサポート  
(入浴、食事、排泄、送迎、健康管理、運動、整容、リハビリ、リラクゼーションなど)
  - 社会活動のサポート  
(創作・アート、作業、クッキング、散歩、アニマルセラピー、音楽、外出、園芸、文化活動など)

共同生活援助(グループホーム)とは

- 障がい者グループホームを利用できる人
- ・障害者総合支援法が定める障がい者に該当する人  
(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など)
- ・障害支援区分の制限:なし(施設により異なる)
- ・原則18歳以上
- ※15歳以上でも必要性が認められた場合には利用可能。
- また、身体障害者の場合は65歳未満、もしくは65歳になるまでの間に障害福祉サービスを利用していた人に限る。



グループホームの種類

- ①外部サービス利用型 ②介護サービス包括型 ③日中サービス支援型 ④サテライト型



独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



⇒調べたいコンテンツがすぐに分かります。地域ごとに情報収集することも可能！

地域で生活すること

1. 住居
2. 仕事や学業
3. 地域社会との交流
4. 公共サービスの利用
5. 文化やイベントへの参加
6. 地域の安全と環境
7. 地域社会への貢献

障がいのある方の自立とは

- ・自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと
- ・その能力を活用して社会活動に参加すること
- そのために必要なことは……
- ①個別化されたサポート
- ②スキルトレーニングとリハビリテーション
- ③自己決定権の尊重アクセシビリティの確保
- ④雇用機会の提供
- ⑤社会参加の促進

**本人の望む暮らしの実現に向けて**

- ・本人の思い ← **一番大切!**
- ・自分で選択することの意味
- ・安心できる環境
- ・地域とのつながり
- ・関係機関との連携



守るだけでは成長しない。見守って、本人がどのようにしたいか理解しよう。